兵庫県

「ひょうごノーリフティングケアモデル施設・優良モデル施設」認定制度について

令和８年７月24日（金）

兵庫県　福祉部　高齢政策課

1.「ひょうごノーリフティングケアモデル施設・優良モデル施設」認定制度について

ノーリフティングケアとは**持ち上げない、抱え上げない、引きずらない**介護のことです。

不良な介護姿勢、危険な場所の環境改善、福祉用具・介護ロボットを効果的に活用することにより、介護の質の向上や人材確保・定着へと繋がります。

兵庫県では、職場ぐるみで「ノーリフティングケア」に取り組んでいただける施設を**「ひょうごノーリフティングケアモデル施設・優良モデル施設」**として認定し、県内の「ノーリフティングケア」の普及推進に取り組んでいます。

ノーリフティングケア

- 持ち上げない
- 抱え上げない
- 引きずらない

認定制度について

不良な介護姿勢、危険な場所の改善や福祉用具を効果的に活用した研修を行い、職場ぐるみで「ノーリフティングケア」に取り組んでいただける施設について、審査のうえ、兵庫県が**「ひょうごノーリフティングケアモデル施設」**「**優良モデル施設**」に認定します。

認定を受けた施設は、取組発表や視察見学の受け入れなど、広く介護施設に向けた普及推進に取り組んでいただきます。

利用者と介護者の体を守る介護技術研修

○起居動作・姿勢管理・移乗介助を学びます

＋

腰痛予防推進研修

○腰痛予防対策の法令・職場環境改善方法などを学びます

→

ノーリフティングケアマネジメント研修

・移乗用リフト等の機器導入・定着に向けた計画・実行が出来る人材育成を行います
・施設が一体となって働き方・組織体制を変える仕組みを学びます

↓

【審査】
・職員の教育体制
・ノーリフティングケアに適した環境の整備
・職員の健康管理
・介護者に合わせたケアの提供　等

兵庫県が認定

モデル施設

→

発表・視察見学の受け入れ

→

県内介護施設へ広く普及

認定施設一覧

【優良モデル施設】６件

認定期間	施設名
令和７年度～令和９年度	社会福祉法人　きらくえん 特別養護老人ホーム　ＫＯＢＥ須磨きらくえん
	社会福祉法人　兵庫県社会福祉事業団 特別養護老人ホーム　くにうみの里
	社会福祉法人　兵庫県社会福祉事業団 特別養護老人ホーム　万寿の家
令和８年度～令和１０年度	医療法人社団　倫生会 介護老人保健施設　みどりの丘
	社会福祉法人　円勝会 特別養護老人ホーム　第2シルバーコースト甲子園
	社会福祉法人　播陽灘 特別養護老人ホーム　いやさか苑

（五十音順）

認定施設一覧

【モデル施設　２０件】

認定期間	施設名
令和６年度～令和８年度	医療法人社団　創生会 カネディアンヒル介護老人保健施設
	社会福祉法人　神戸中央福祉会 特別養護老人ホーム　山手さくら苑
	社会福祉法人　弘陵福祉会 特別養護老人ホーム　六甲の館
	社会福祉法人　山輝会 特別養護老人ホーム　ウェルフェア・グランデ明石
	社会福祉法人　全電通近畿社会福祉事業団 介護付有料老人ホーム　あいハート離宮前
	社会福祉法人　博愛福祉会 特別養護老人ホーム　サンホームみかづき
令和７年度～令和９年度	赤穂市 赤穂市立介護老人保健施設
	社会福祉法人　円勝会 特別養護老人ホーム　シルバーコースト甲子園
	社会福祉法人　敬寿記念会 ふれあいの郷「もくせい」
	社会福祉法人　山輝会 特別養護老人ホーム　プライム江井ヶ島
	社会福祉法人　兵庫県社会福祉事業団 特別養護老人ホーム　あわじ荘
	社会福祉法人　兵庫県社会福祉事業団 特別養護老人ホーム　丹寿荘
	社会福祉法人　緑峯会 特別養護老人ホーム　セントポーリア愛の郷

認定施設一覧

【モデル施設　続き】

認定期間	施設名
令和８年度～令和１０年度	社会医療法人社団　順心会 介護老人保健施設　白寿苑
	社会福祉法人　尼崎武庫川園 障害者支援施設　カトレアの園
	社会福祉法人　全電通近畿社会福祉事業団 特別養護老人ホーム　あいハート須磨
	社会福祉法人　日の出福祉会 高齢者総合ケア福祉施設　ふたばの里
	社会福祉法人　兵庫県社会福祉事業団 特別養護老人ホーム　朝陽ケ丘荘
	社会福祉法人　兵庫県社会福祉事業団 特別養護老人ホーム　たじま荘
	社会福祉法人　明照会 特別養護老人ホーム　あそか苑

優良モデル施設・モデル施設紹介
https://hyogo-kaigotech.jp/no-lifting-care/certified/

モデル施設と優良モデル施設

● ひょうごノーリフティングケアモデル施設

・「ノーリフティングケア」の取組を評価し、兵庫県が認定証を発行
・「ノーリフティングケア」に関する視察や見学の受け入れや、実践発表、報告等を通じて普及啓発を推進
・認定期間は３年間

● ひょうごノーリフティングケア優良モデル施設

・モデル施設としての３年間の取組を評価し、兵庫県が認定証を発行
・モデル施設と同様に、「ノーリフティングケア」に関する視察や見学の受け入れや、実践発表、報告等を通じて普及啓発を推進
・認定期間は３年間

2.「ひょうごノーリフティングケアモデル施設」について

モデル施設の認定要件

● ひょうごノーリフティングケアモデル施設

・「ノーリフティングケア」の取組を評価し、兵庫県が認定証を発行
・「ノーリフティングケア」に関する視察や見学の受け入れや、実践発表、報告等を通じて普及啓発を推進
・認定期間は３年間

● ひょうごノーリフティングケアモデル施設　認定要件

①「利用者と介護者の体を守る介護技術研修」、「腰痛予防推進研修」及び「ノーリフティングケアマネジメント研修」の受講
②ノーリフティングケアマネジメント研修内の実技テストの合格
③ノーリフティングケアの今後の取り組み等を最終報告書にて提出
（職員の教育体制、環境整備、職員の健康管理、対象者に対するケアの提供など）
④施設の訪問調査
⑤「ひょうごノーリフティングケアモデル施設認定審査会」による審査

モデル施設の研修体系

利用者と介護者の体を守る介護技術研修

	起居動作	姿勢管理	移乗介助
概要	正しい姿勢や介助方法の見直し、福祉用具や機器を使用して『持ち上げない・抱え上げない介護』ができるようになる		
対象	福祉・医療現場で働く介護・看護・リハ専門職等		
対象用具	グローブ スライディングシート	ピロー グローブ	ボード 移乗用リフト

腰痛予防推進研修

概要	1．介護職員の腰痛発生機序や原因、腰痛予防に関する法令を学び、労働環境改善に向けた取組み方法を学ぶ 2．「腰痛」の原因を把握し、介護職の身体を守り、質の高いケアの提供ができる介護職人材の育成
対象	福祉・医療現場で働く介護・看護・リハ専門職等 腰痛予防対策を推進したい職員、またリーダークラスの職員 腰痛予防に組織的に取り組む意欲のある管理監督職、施設長、機器導入に係る経理担当者等
対象用具	スライディングシート・介助用リフト　など

「利用者と介護者のから体を守る介護技術研修」「腰痛予防推進研修」の２つの研修を受講した施設がノーリフティングケアマネジメント研修を受講します。

ノーリフティングケアマネジメント研修

概要	5日間に渡り、施設が一体となって働き方・組織体制を変える事＝マネジメントの重要性を学ぶ 移乗用リフト等の機器導入・定着に向けた計画・実行が出来る人材育成 腰痛を持っている人や誰もが働きやすい職場環境、また、腰痛による休職や離職がない職場づくりを目指す
対象	施設の代表者・介護リーダークラスの職員・看護師・リハ専門職・ケアマネジャーなど

モデル施設の認定要件（評価基準）

《ひょうごノーリフティングケアモデル施設の認定要件》

持ち上げない介護の普及推進のため、モデル施設としてノーリフティングケアに積極的に取り組めること。

具体的には、以下に示す必要な状態（ノーリフティングケアマネジメント研修　講義資料）に向け取り組めているかを５項目に分け、技術チェックや提出書類の内容、オンライン調査にて確認し審査する。

職員に必要な状態	**1　ノーリフティングケアの理解と体制の構築**	**評価方法**
	1-1)職員はノーリフティングの必要性（理念）を理解できている	理解度テスト
	1-2)職員は抱え上げない・持ち上げない・引きずらないケア技術を習得できている	実技チェック
	1-3)ノーリフティングケアを推進する組織体制の構築	レポート評価
	2　職員の教育体制	
	2-1)ノーリフティングケアを推進するための教育目標の立案と研修計画がある	レポート評価
	2-2)指導者養成の育成計画を立案し、実践している	
	2-3)ノーリフティングケアの技術チェックをしている	
職場に必要な状態	**3　環境整備**	
	3-1)介護現場の危険な場所の把握（リスク抽出）ができている	レポート評価
	3-2)危険な理由を分析し、改善活動がなされている	
	3-3)ノーリフティングケアの実践に必要な福祉用具が導入され（もしくは導入計画を立案し）、管理担当者がいる	
	4　職員の健康管理（腰痛予防）	
	4-1)安全衛生委員会等を設置し、各委員会と連携した腰痛予防対策を講ずる組織体制を構築している	レポート評価
	4-2)腰痛発生リスクの高い介護内容を把握している	
	4-3)腰痛発生リスクの高い介護内容に対する改善計画が立てられている	
	4-4)改善計画に沿った実践（取組み）がされている	

モデル施設の認定要件（評価基準）

対象者に必要な状態	**5　対象者に対するノーリフティングケアの提供**	
	5-1)ノーリフティングケアの視点をもったアセスメントが実践され、ケア方法の変更があった際に、周知徹底の方法がある	レポート評価
	5-2)福祉用具を活用したノーリフティングケアが実践できている	オンライン調査

※１－１）職員はノーリフティングの必要性（理念）を理解できている

・ノーリフティングケアの必要性（理念）は理解度テストにて確認

・理解度テスト対象者は、正規・非正規職員に関わらず、また介護職・事務職等の職種に関わらず全ての職員を対象とする。但し、短時間勤務職員などは対象としないが、**回答率は70%以上が必要。**

※１－２）職員は抱え上げない・持ち上げない・引きずらないケア技術を習得できている

※マネジメント研修内で実施

●介護技術試験内容

【課題】仰臥位で寝ている人を車いすへ座らせる

①　スライディングボード使用　②リフト使用　③スライディングシート使用

上記の課題に対して①～③の方法を選択し、実施する。

モデル施設認定までの流れ

7月頃～1月頃　2月頃　3月頃　翌年度

起居動作、姿勢管理、移乗介助Ⅰ、移乗介助Ⅱの４テーマで研修が分かれています

県内介護施設

利用者と介護者の体を守る介護技術研修（年４回募集）

＋

腰痛予防推進研修（年１回募集）

ノーリフティングケアマネジメント研修（年１回募集）

福祉のまちづくり研究所が実施
※通年で受講

兵庫県に「最終報告書」等を提出

施設への訪問調査

認定審査会

認定

モデル施設

【認定期間】
翌年4月1日から3年間

NLCマネジメント研修受講中に認定申請書を提出（12月頃）

3.「ひょうごノーリフティングケア優良モデル施設」について

優良モデル施設の認定要件

● ひょうごノーリフティングケア優良モデル施設

・モデル施設としての３年間の取組を評価し、兵庫県が認定証を発行
・モデル施設と同様に、「ノーリフティングケア」に関する視察や見学の受け入れや、実践発表、報告等を通じて普及啓発を推進
・認定期間は３年間

● ひょうごノーリフティングケア優良モデル施設　認定要件

①ノーリフティングケア指導者研修の受講
②3年間のモデル施設としての取り組みを所定の調査票にて報告
1. モデル施設の役割としての取り組み
・普及推進のための視察や見学の受け入れ実績。
・普及推進のための実践発表や報告の実績。
2. ノーリフティングケアの実践と推進
・ノーリフティングケアの理念の理解度
・ノーリフティングケアの実践
（指導者養成、環境整備、職員の健康管理、対象者に対するケアの提供など）
③聞き取り調査
④「ひょうごノーリフティングケアモデル施設認定審査会」による審査

優良モデル施設の研修体系

優良モデル施設として認定されるには、モデル施設の認定期間内に「ノーリフティング指導者研修」を１回以上の受講する必要があります

ノーリフティングケア指導者研修	
概要	ノーリフティングケアの必要性を理解し、自己管理の方法や技術の習得などについて指導できる人材・腰痛予防や不良姿勢の改善などリスクマネジメントできる人材を育成する
対象	ノーリフティングケアマネジメント研修受講施設 介護現場のリーダー・教育担当となる者
対象用具	スライディングシート・ボード・移乗用リフト　など

優良モデル施設の認定要件（評価基準）

《ひょうごノーリフティングケア優良モデル施設の認定要件》

ひょうごノーリフティングケア優良モデル施設の認定をするにあたり、以下の項目で審査を行う。

1. モデル施設の役割としての取り組み　※認定期間中の実績が必要

1-1）「ノーリフティングケア」の普及推進のための視察や見学の受け入れ実績

1-2）「ノーリフティングケア」の普及推進のための実践発表・報告の実績

1-3）「ノーリフティングケア指導者養成研修」又は「ノーリフティングケア指導者研修」の受講
（認定期間中に１回以上）

2. 組織体制の構築、ノーリフティングケアの教育に関する取組み実績

2-1）職員はノーリフティングの必要性（理念）を理解できている。

・理解度テスト対象者は、正規・非正規職員に関わらず、また介護職・事務職等の職種に関わらず全ての職員を対象とする。但し、短時間勤務職員などは対象としない。

・**職員による回答率は 70%以上が必要である。**

2-2）ノーリフティングケアが実践できる組織体制の整備

2-3）職員教育の体制整備

2-4）指導者養成（指導者の基準・実績・計画）

優良モデル施設の認定要件（評価基準）

3. 環境整備に関する取組み実績　※認定期間中、毎年実践することが望ましい

3-1）介護現場の危険な場所の把握（リスク抽出）

3-2）リスク抽出結果を基に、改善計画の立案と実践

3-3）福祉用具が導入され、今後３年間の導入計画の立案

4. 職員の健康管理（腰痛予防）に関する取組み実績　※認定期間中、毎年実践することが望ましい

4-1）腰痛調査票を基に、腰痛調査を実施する。

・調査対象者は全職員とする（正規、非正規、常勤、非常勤問わず）。ただし、短時間勤務など勤務時間が短い職員は除く。

4-2）衛生委員会等と連携したリスク軽減対策を講ずる体制

（安全衛生委員会がない事業所の場合、それに準ずる委員会等との連携を示すこと）

4-3）腰痛発生リスクの高い介護内容に対する改善策を講じる

5. 対象者に対するノーリフティングケアの提供

5-1）通常のケアプランの見直しではなく、ノーリフティングケアを実践するための介護計画等の見直し

優良モデル施設認定までの流れ

認定期間内
1回以上受講

認定期間終了の
3カ月前まで
（12月末まで）

2月頃

3月頃

翌年度

モデル
施設

ノーリフティングケア指導者研修
（年1回募集）

兵庫県に「認定更新申請書」等を提出
※認定期間終了年度

施設への聞き取り調査

認定審査会

審査により、「優良モデル施設」
または「モデル施設」に認定

認定

優良モデル施設

認定

モデル施設

福祉のまちづくり研究所が実施

【認定期間】
翌年4月1日
から3年間

モデル施設・優良モデル施設　認定要件に関する研修一覧

各研修の詳細は福祉のまちづくり研究所のホームページをご確認ください。

(1) 利用者と介護者の体を守る介護技術研修

モデル施設 認定要件

	起居動作	姿勢管理	移乗介助Ⅰ・Ⅱ
概要	正しい姿勢や介助方法の見直し、福祉用具や機器を使用して『持ち上げない・抱え上げない介護』ができるようになる		
対象	福祉・医療現場で働く介護・看護・リハ専門職等		
対象用具	グローブ スライディングシート	ピロー グローブ	ボード 移乗用リフト

(2) 腰痛予防推進研修

モデル施設 認定要件

概要	1．介護職員の腰痛発生機序や原因、腰痛予防に関する法令を学び、労働環境改善に向けた取組み方法を学ぶ 2．「腰痛」の原因を把握し、介護職の身体を守り、質の高いケアの提供ができる介護職人材の育成
対象	福祉・医療現場で働く介護・看護・リハ専門職等 腰痛予防対策を推進したい職員、またリーダークラスの職員 腰痛予防に組織的に取り組む意欲のある管理監督職、施設長、機器導入に係る経理担当者等
対象用具	スライディングシート・介助用リフト　など

(3) ノーリフティングケアマネジメント研修

モデル施設 認定要件

概要	5日間に渡り、施設が一体となって働き方・組織体制を変える事＝マネジメントの重要性を学ぶ 移乗用リフト等の機器導入・定着に向けた計画・実行が出来る人材育成 腰痛を持っている人や誰もが働きやすい職場環境、また、腰痛による休職や離職がない職場づくりを目指す
対象	施設の代表者・介護リーダークラスの職員・看護師・リハ専門職・ケアマネジャーなど

(4) ノーリフティングケア指導者研修

優良モデル施設 認定要件

概要	ノーリフティングケアの必要性を理解し、自己管理の方法や技術の習得などについて指導できる人材・腰痛予防や不良姿勢の改善などリスクマネジメントできる人材を育成する
対象	ノーリフティングケアマネジメント研修受講施設 介護現場のリーダー・教育担当となる者
対象用具	スライディングシート・ボード・移乗用リフト　など

認定にかかるQ&A

区分	質問	回答
モデル施設	介護技術研修は４種類すべて受講する必要があるのか。	必要です。「起居動作介助編」「姿勢管理編」「移乗介助Ⅰ　移乗動作編」「移乗介助Ⅱ　移乗用リフト編」をそれぞれ受講してください。
モデル施設	モデル施設として認定を希望している場合、いつまでに研修を受講する必要があるのか	認定を受けようとする前年度までに必要な研修を受講してください。
モデル施設	令和９年度（令和８年度申請）にモデル施設として認定を希望しているが、令和７年度中に受講した研修が認定要件として該当するのか。	令和７年度に受講した研修は、令和９年度（令和８年度申請）の認定要件として該当します。 令和６年度までに受講している場合は、再受講をお願いします。
モデル施設	介護技術研修、腰痛予防推進研修、ノーリフティングケアマネジメント研修の受講順序に指定はありますか。	受講順序に指定はございませんが、介護技術研修、腰痛予防推薦研修を受講後、ノーリフティングケアマネジメント研修を受講することを推奨しています。
優良モデル施設	優良モデル施設として認定又はモデル施設の認定更新を希望している場合、「ノーリフティングケア指導者研修」を受講する必要があるのか？	認定期間内（３年間）で一回以上、受講する必要があります。

「ひょうごノーリフティングケアモデル施設・優良モデル施設」について
（制度の概要、認定施設一覧、認定要件など）
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/hyogonlc.html

ノーリフティングケアに取り組むメリット

○ 従事者の負担軽減

・腰痛予防・身体的負担の軽減

・リフト等利用による介護業務の標準化

○ 利用者の安全・安心

・移乗時の転倒・転落リスクの低減

・無理な抱え上げによる痛み防止

・利用者の身体機能を活かすことによる自立支援への意欲向上

○ 事業所の経営安定

・働きやすい職場づくり、離職防止・定着促進

・採用力向上、生産性向上

本事業への積極的なご参加をお待ちしております。

＜問い合わせ先＞
（本事業の制度について）
兵庫県高齢政策課介護基盤整備班
TEL078-341-7711 内線：73505
（研修について）
福祉のまちづくり研究所普及推進課
TEL 078-927-2727 内線：3700